



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

「子どもの誕生前から就学前」は、人の生涯にわたるウェルビーイング¹の基盤となる最も重要な時期であり、この時期に、子どものウェルビーイング向上を支えていくことが、「こどもまんなか社会²」の実現に最も重要であると考えています。

一方、地域社会の結びつきの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が顕在化していること、また、児童虐待やヤングケアラー等必ずしも全ての乳幼児の権利や尊厳の保障がなされていないという現状があります。

足立区ではこれまで、子育て家庭や妊産婦が身近な場所で相談し、必要な支援を受けることができる支援体制の充実や、子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流等を行う拠点の整備など、多様化するニーズに応じた様々な子育て支援策の拡充に取り組んできました。

「こどもまんなか社会」の実現には、これまでの子育て支援策に加え、支援が届きにくい子育て家庭にも必要な支援が行き届く仕組みを構築していくことが必要です。そこで、令和6年度に計画期間が終了する「第2期子ども・子育て支援事業計画」を改訂し、支援体制の充実を図っていきます。

1 Well（よい）と Being（状態）が組み合わされた言葉で、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

2 子どもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。

2 これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さらに令和2年3月に『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。そして、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念のもと、様々な取り組みを展開してきました。

1 施策群1：子どもの心身の健全な発達の支援

(1) 身近で気軽に相談できる仕組みや体制の強化

ASMAP（保健師が寄り添いながらサポートしていく、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援）や保育コンシェルジュ、子育てサロン等の事業を充実させ、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を強化しました。

(2) むし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みの推進

「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」の一環として、むし歯が増えやすい年少児（4歳）から年長児（6歳）全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みを進めてきました。

(3) 発達障がい等様々な悩みや課題を抱える子どもたちへの支援体制の充実

こども支援センターげんきや保健センター、就学前施設において、保護者の子育て不安に対する支援や就学先・関係機関との連携を図ってきました。

2 施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

(1) 就学前施設の待機児童の解消

保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育を推進し、令和3年4月には待機児童ゼロを達成しました。

(2) 学童保育室の整備

学童保育室は申請数が大幅に増加し、待機児童率は増加しています。不足する地区への整備を早急に進めています。

(3) 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待予防の取り組み

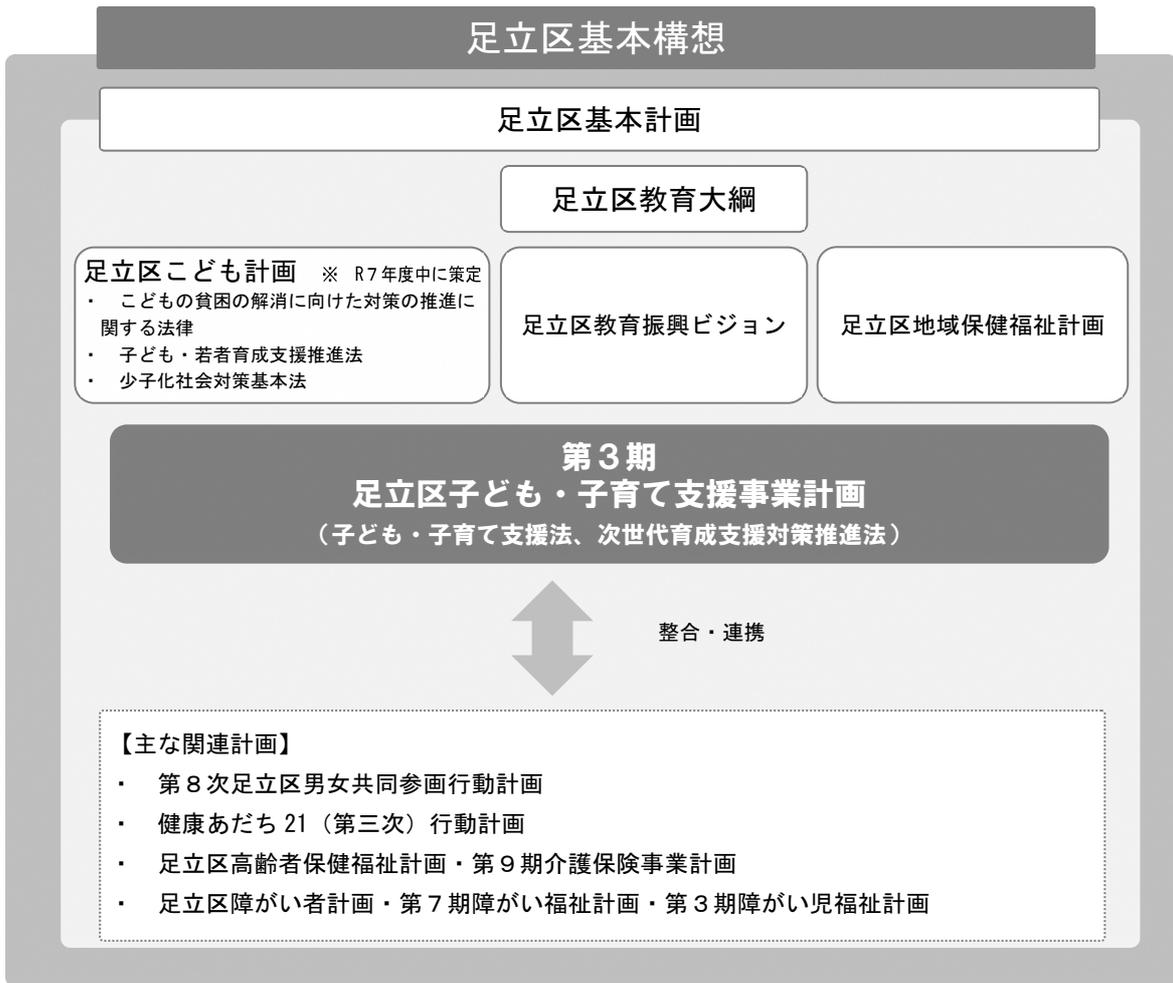
児童虐待に関する事案が複雑かつ多様化し、長期的支援を要する家庭が増加し、虐待対応が終結しない状況です。引き続き虐待の未然防止や再発防止に向けて取り組み、専門人材の育成も進めていきます。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画です。

さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を兼ねた計画です。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（0から6歳まで）とその保護者を基本としますが、青少年の成長支援である「ジュニアリーダーの育成」、「学童保育室」や「放課後子ども教室」といった子どもの居場所、「ユニバーサルデザイン教育」に関することは関連事業として小学校1年生から6年生までの児童とその保護者を対象としています。

4 計画の期間

国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間の第3期計画期間と定めます。



※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

令和7年度からの5年間の計画期間とする「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、国の基準に基づき、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用意向、その他の実状を把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳児）の保護者から6,670件、小学生（1～6年生）の保護者から3,280件、合計9,950件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和6年1月24日（水）から2月13日（火）まで

③ 回収状況

	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	配布：郵送	9,950通	4,271通	42.9%
就学前児童の保護者	回収：郵送回収及びインターネット回答	6,670通	2,814通	42.2%
小学生の保護者		3,280通	1,457通	44.4%

(2) 足立区子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実状を踏まえた計画とするため、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容を審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年11月1日から12月16日まで、パブリックコメントを実施し、計画案に対して幅広いご意見をいただきました。

6 計画の推進体制

(1) 推進組織

本計画で定めた目標に基づき、計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため、「推進協」にて点検・評価を行っていきます。

(2) 計画の進捗状況の管理

本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「推進協」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

